

◎ 生活困窮者自立支援法案 新旧対照条文 目次

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	1
○ 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）	2
○ 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（抄）	3
○ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）	4
○ 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第一百五十五号）（抄）	5
○ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）	6

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）  
 （附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定都市の権能）                      第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。</p> <p>一〇八（略）                      八の二 生活困窮者の自立支援に関する事務                      九〇十三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（指定都市の権能）                      第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。</p> <p>一〇八（略）                      （新設）                      九〇十三（略）</p> <p>2（略）</p>

○ 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）  
 （附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならぬ事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一〇三十一（略）</p> <p>三十二 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費</p>	<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならぬ事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一〇三十一（略）</p> <p>（新設）</p>

○ 生活保護法(昭和二十五年法律第四百十四号) (抄)  
 (附則第七条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改正案		現行	
別表第一(第二十九条関係)			
一〇五 (略)	六 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長	一〇五 (略)	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一〇五 (略)
七〇五 (略)	六 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第 号)による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する情報	一〇五 (略)	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一〇五 (略) (新設)
別表第一(第二十九条関係)			
七〇五 (略)	六 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長	一〇五 (略)	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一〇五 (略)

○ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）  
 （附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）                      第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>一の二 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第 号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業</p> <p>二 十三 （略）</p> <p>4 （略）</p>	<p>（定義）                      第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二 十三 （略）</p> <p>4 （略）</p>

○ 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第一百五十五号）（抄）  
 （附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）                      第二条（略）                      2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。                      一・二（略）                      三 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第 号）第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業                      四（略）                      3（略）                      3（略）                      3（略）</p>	<p>（定義）                      第二条（略）                      2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。                      一・二（略）                      三（新設）                      3（略）                      3（略）                      3（略）</p>

○ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）  
 （附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第一（第二条関係） 一～二十の二十三（略） 二十の二十四 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第 号。第十条第一項及び第十五条第二項の規定に限る。） 二十一～三十三（略）	別表第一（第二条関係） 一～二十の二十三（略） （新設） 二十一～三十三（略）